企業団所有地売払　応募要領

先　着　順

《八戸圏域水道企業団》

1.売払物件

物件番号	土地の所在	地目	面積（㎡）	売払価格（円）
①	八戸市北白山台三丁目8番5	宅地	110.83	2,980,000
②	五戸町字八景23番3	雑種地	1,764.05	3,000,000

※　全て現状有姿による引渡しです。現地説明会は行いませんので、必ず現地を確認してください。ただし 物件番号②については、売払いの決定後に現地のビニールハウスは撤去します。

［問い合わせ先］　八戸圏域水道企業団　管財出納課　℡0178-70-7082

2.売払いの方法

・上記売払価格で売却します。

・最も早く申込みをした方から順に申込み資格の審査を行い、買受者を決定します。同一の日に複数の申込みがある場合は、抽選により決定します。

3.申込み資格

個人又は法人が申込み資格者となります。ただし、次に掲げる者は申し込みできません。

①八戸圏域水道企業団普通固定資産売払い事務実施要綱（平成30年2月7日制定）第6条に掲げる者

②企業団所有地の売払いにおいて、落札者又は買受人としての地位を失った日から2年を経過していない者

4.禁止用途

風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等の敷地の用に供する目的の場合は申し込みできません。

5. 申込みに必要な書類

(1)普通財産買受申込書　1通

(2)印鑑登録証明書(申込日前1か月以内に発行されたもの)　1通

(3)身分を証する書類(申込日前1か月以内に発行されたもの)　1通

・個人の場合　本籍地の市町村長が発行した身分(身元)証明書
(外国人の場合は、住民票)
※決定した場合は、所有権移転登記のために住民票が必要となります。

・法人の場合　法人登記事項証明書

※連名(共有)による申込みの場合は、構成者全員分の印鑑登録証明書と身分を証する書類が必要です。

※売買契約や所有権移転登記は、参加申込書の記載名義で行います。

(4)誓約書　1通

(5)役員名簿(法人の場合)

6. 申込みの受付

(1)受付期間

①八戸市北白山台三丁目8番5　令和7年12月1日(月)～令和8年5月29日(金)

②五戸町字八景23番3　令和7年12月1日(月)～令和8年2月27日(金)

(2)申込み方法等

①普通財産買受申込書に必要な事項を記入、実印を押印の上、印鑑登録証明書と身分を証する書類を添えて下記に提出してください。

②持参する場合は、平日の午前8時15分から午後5時までにお越しください。

③郵送する場合は、必ず書留又は簡易書留で送付してください。書類に不備がある場合は、受け付けできません。

【申込先】〒039-1112　八戸市南白山台1丁目11-1
八戸圏域水道企業団　管財出納課　℡0178-70-7082

7. 買受者の決定方法

各物件への申込みが1件の場合は書類選考により買受者を決定し、文書で決定した旨を通知いたします。また、同日に複数の申込みがあった場合には抽選を行い、買受者を決定します。

※抽選会を開催する場合は、別途連絡の上実施します。

※抽選会では、買受者のほかに補欠者(買受者が買受けを辞退した場合に、繰上げ買受人となる方)を決定します。

8. 契約の締結、売買代金の納付等について

(1)買受者には、決定の日の翌日から7日以内に契約を締結していただきます。なお、期限までに契約を締結しない場合は、権利を失うことになります。

(2)契約締結の際には、契約金額の全額、又は10%以上の金額を契約保証金として納付していただきます。全額納付以外の場合の残額は契約日から1か月以内に納付していただきます。納付に当たっては、企業団が発行する納入通知書により指定金融機関に納付していただきます。

(3)買受者が契約を履行しない場合、契約保証金は返還いたしません。

(4)契約書に貼付する収入印紙は、買受者の負担となります。

9. 所有権の移転等

(1)売買代金全額が納付されたときに所有権が移転し、同時に引き渡すものとします。

(2)土地の引渡しは、現況のままで行います。

(3)所有権移転登記の手続は、売買代金を完納し、登記に必要な書類等の提出後、企業団が行います。

(4)所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受者の負担となります。

10. 契約上の主な特約

(1)売買契約では、契約締結の日から5年が経過するまでの期間については、以下の事項に関することが禁止されます。

・風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所等の敷地の用に供し、又はこれらの用に供する目的で第三者に貸し付けること。

(2)上記の特約に違反した場合には、売買代金の3割に当たる金額を違約金として、企業団に支払っていただきます。

11. その他

(1) 申込みは持参か郵送以外の方法（ＦＡＸ、Ｅメール等）では受け付けしません。

(2) 郵送の場合の郵便トラブルによる損害等については、企業団は一切責任を持ちません。

(3) 必要な書類等の様式は、企業団のホームページからダウンロードできます。